

ロードサービス利用約款

株式会社 JTK-Advance



第1章 総則

第1条（約款適用）

本約款は、株式会社当社（以下「当社」と称する）が実施するロードサービス（以下「ロードサービス」と称する）を利用するに際して適用されるものとする。

2 ロードサービスを利用する場合は、本約款に同意のうえ利用し、なお本ロードサービスを利用された場合には、本約款に同意したものとみなす。

第2条（本約款の改正）

当社は、本ロードサービスの利用目的に反せず、かつ必要性、相当性その他の事情に照らして合理的な範囲内で、本約款を改正することができる。

2 改正後の本約款の効力発生日以降に、当社のロードサービスを利用するときは、救援要請者は本約款の改正に同意したものとみなす。

第2章 ロードサービスの内容

第3条（ロードサービス実施地域）

ロードサービスの実施地域は、本州、九州、四国を対象とするが、同地域以外のロードサービスの利用を承認する場合がある。

第4条（対象車種）

ロードサービスの対象車種および対象外車種は、別表1「ロードサービス対象車種」に定めるとおりとする。

第5条（ロードサービス内容）

ロードサービスとは、救援を要する車両（以下「要救援車両」と称する）の走行に関し支障が生じた場合の救援を指し、その内容を次のとおり定義する。

2 現場復旧作業

- ① 鍵の閉じ込み、紛失等におけるドアロックの開錠作業
- ② 燃料切れ時における燃料の補給作業
- ③ タイヤパンク時におけるスペアタイヤ交換または修理作業
- ④ バッテリー過放電、不具合等に対する点検および作業
- ⑤ 積雪路面、砂浜またはその他の場所で自力では脱出できない状態の引き出し作業
- ⑥ 落輪引出作業
- ⑦ その他対処が可能な作業

3 以下に該当する場合は搬送を実施する

- ① 前項現場復旧作業で復旧しない場合

② 前項復旧の有無に関わらず救援要請者が要救援車両の搬送を希望した場合

4 高速道路・自動車専用道路上（以下「高速道路上等」と称する）でロードサービスを実施する場合には、原則として救援車両2台体勢で出勤し1車は後方警戒業務を実施する。

第3章 ロードサービスの利用等

第6条（自動車保険加入追加サービス）

要救援車両がロードサービス搬送費用上限30万円以上の当社自動車保険加入の契約車両であり、次項の条件を満たしている場合は搬送距離を無制限とする。

2 当社救援車両で搬送が可能である、搬送先もしくは搬送元が神奈川隣接県内である、船舶を使用せず陸送が可能であること。

3 上記の追加サービス受ける場合は当社指定の連絡先に連絡をしなければならない。

第7条（ロードサービス申込）

救援要請者は、要救援車両の事故や故障に関する情報その他ロードサービスを実施するために必要な情報を提供するものとする。

2 必要な情報

- ① 救援要請者の「氏名」、「電話番号」
- ② 要救援車両の「登録番号」、「車名」
- ③ 自動車保険等のロードサービス補償を利用する前提の場合は「加入保険会社名」、「契約者名」
- ④ その他ロードサービスの利用に当社が必要とする情報

3 利用申込後、ロードサービスを中止する場合は、当社へ速報する事。

4 中止の申入れを受けた時点ですでに出勤している場合は所定の出勤中止料金が発生する。

第8条（注意と協力）

ロードサービスを利用する場合、次項の注意点の把握と協力を要請する。

2 安全対策実施

道路上での故障、事故の場合、二次事故を防止するため、停止表示器材等を使用し、安全対策を実施すること。高速道路上等においてはロードサービス車両が到着するまでの間、ガードレールの外側で待機すること。

3 高速道路上等でロードサービス実施時は作業の安全確保に必要な措置に時間を要する場合がある。

4 第三者が管理する場所でロードサービスを実施する場合、または第三者が所有する車両等に対してロードサービスを実施する場合は、当該施設の管理者または車両の所有者等の関係者に連絡し、承諾を得ておくようにすること。

5 チューブ入りタイヤや二輪車の前輪タイヤのパンク修理にあつては、現場での対応ができない場合がある。該当する場合は、ロードサービスの申込み時にその旨を申出ること。

6 ロードサービスの作業場所が救援要請者の自宅や駐車場である場合は、対応をお断りする場合、もしくは救援に向かう車両が限定される場合がある。

7 豪雨や豪雪、災害等の発生等で救援要請が急増した場合は、電話が混線すること、ロードサービス車両の到着までに時間を要すること、または対応をお断りする場合がある。

第9条（救援要請者の遵守事項）

ロードサービスを利用する場合、救援要請者は次の事項を遵守すること。

- 2 ロードサービス担当者の指示または注意に従うこと。
- 3 ロードサービス作業に立ち会うほか、円滑かつ適切なロードサービスの実施のため、必要な協力をおこなうこと。
- 4 ドアロックの開錠および要救援車両の所有者が不在の場合は、ロードサービス担当者の求めに応じ、運転免許証、自動車検査証その他本人の確認に必要な書類を提示すること。

第4章 ロードサービスの実施等

第10条（ロードサービス実施）

救援要請者は当社所定の「作業依頼書・覚書」を作成し当社へ提出しなければならない。

- 2 当社は救援要請者の救援要請にもとづき、車両の故障状態や故障場所その他車両の状況を総合的に判断し、担当者の判断により状況に応じた最適なサービスを提供するよう努めるものとする。

第11条（要救援車両の保管）

正当な理由により、直ちに搬送先に搬送が出来ない場合は当社で要救援車両を保管（以下「保管」と称する）することができる。

- 2 保管が発生した場合は別表に定める保管料金が発生する。
- 3 保管中に要救援車両もしくは要救援車両に残置された積載物や車内物品（以下「車両残置物」と称する）の盗難が発生した場合は、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社はその責を負わない。ただし当社においても容易に貴重品と判断出来る車両残置物については可能な限り事務所内等の盗難被害を防止できる場所へ移動を実施する。
- 4 保管後の搬送については当社が承認をした日時帯での搬送とする
- 5 車両残置物のみの返還要請があった場合は、受領者は原則救援要請者もしくは車両所有者に制限し、受領者は当社所定の受領書に記載の上で身分証明書の提示と身分証明書情報の当社保存に承諾をしなければならない。
- 6 返還対応日時は事務所営業日の午前9時から午後5時までとする。ただしこの時間帯外で当社が承認をした場合はこの限りではない。

第12条（ロードサービス完了）

現場復旧時において、救援要請者は、ロードサービスが完了したことを確認した場合は、当社所定の完了書に必要事項の記載と署名をする。

- 2 要救援車両を搬送する場合において、救援要請者もしくは要救援車両所有者の指定する受領者に要救援車両の引き渡しをおこなう。要救援車両の受領者は当社所定の車両受領書に必要事項の記載と署名をしなければ要救援車両を受け取ることは出来ない。しかし、救援要請者もしくは受領者が無人残置の要請があった場合はこの限りではない。ただし次条（）3項の規定の免責事項がある。

第13条（ロードサービス料金）

ロードサービスを利用した場合の料金は、別表の料金表のとおりとする。

- 2 ロードサービスの利用に際して、部品の交換、油脂、燃料代その他の実費が必要となった場合は、当

該実費に相当する費用を負担いただくものとする。

- 3 有料駐車場の駐車料金、カーフェリーの往復乗船料等、ロードサービス車両が作業場所に到着するまでに別途費用が必要となる場合は負担が発生する。

第14条（ロードサービス不履行）

次のいずれかに該当する場合はロードサービス不履行と判断し、実施しない場合がある。

- ① 要救援車両が違法改造車である場合
 - ② 警察官に対する報告義務のある事故であって警察官への報告がおこなわれていない場合
 - ③ ロードサービスの実施場所で作業をすることについて、当該土地・施設等の管理者の了解が得られていない場合
 - ④ ロードサービスをおこなうことにより、2次災害が発生する恐れがある場合
 - ⑤ 鍵の閉じ込み・紛失にともないドアロックの開錠をおこなう場合、または鍵がある場所まで車両を搬送する場合であって、要救援車両の所有者または救援要請者の本人確認ができないとき（正当な理由がなく自動車検査証または本人確認に必要な書類を提示しない場合を含む。）
 - ⑥ ロードサービスを実施することにより積載物に損害が生じるおそれがある場合
 - ⑦ 積載物が危険物であり、ロードサービスを実施することにより危険が生じる可能性がある場合
 - ⑧ その他、作業を実施することにより何らかの危険を生じるおそれがあると判断される場合
 - ⑨ 当社の有する装備、技術、資格等で対応が困難な場合
 - ⑩ 現場復旧において重要保安部品の分解整備をとまなう作業が必要となる場合
 - ⑪ 搬送が困難な構造の車両である場合
 - ⑫ 自然的、地理的条件に制約があり、ロードサービスの実施が困難な場合
 - ⑬ 気象状況や周辺状況により作業の実施が危険と判断される地域
 - ⑭ 救援要請者または要救援車両所有者が反社会的勢力と判断される場合
 - ⑮ 前条（救援要請者の遵守事項）に規定する救援要請者の遵守事項を遵守いただけない場合
 - ⑯ 横柄また粗暴な言動によりロードサービスの円滑な実施を妨げられる場合
 - ⑰ 自動車保険会社へ直接請求の場合において保険料の滞納がある場合
 - ⑱ 6カ月以内に別原因であると断定ができない状態で3回以上のロードサービスを実施する場合
- 2 当社は、前項に該当する場合に、救援要請をした本人自らが問題を解決できる方法があればその方法を提案し、また当社以外に作業可能な代替事業者を案内できる場合がある。

第5章 個人情報の取扱い

第15条（個人情報の取扱い）

ロードサービス利用にともない取得する個人情報は、当社規定の「プライバシーポリシー」に準ずるものとする。

第6章 一般条項

第16条（当社の責任）

当社は、当社に故意または重過失がある場合を除き、ロードサービスに起因する要救援車両の損傷について当社はその責めを負わない。

- 2 当社は、当社に故意または重過失がある場合または過失があると公的に認定された場合を除き、作業実施周辺施設物、人身事故等について当社はその責を負わない。
- 3 前項において、施設物管理者所有者等から当社が損害賠償を受けた場合は救援要請者もしくは要救援車両所有管理者が賠償義務者となり、賠償請求権者と協議もしくは賠償をしなければならない。
- 4 本条において救援要請者等に作成を依頼する書類「作業依頼書・覚書」または「車両受領書（完了書）」と重複する場合は、範囲が狭い方を採用するものとする。
- 5 要救援車両を立会人なく無人残置となる場合において、残置後は当社管理下ではなくなり、盗難等の事案が発生した場合において、当社はその責を負わない。

第17条（不可抗力による免責）

豪雨、豪雪、災害等の発生その他の不可抗力により、救援要請が急増した場合は、電話が混線すること、ロードサービス車両の到着までに時間を要すること、または対応をお断りする場合がある。このような場合において、被った損害については、前条（ロードサービス履行時の当社の責任）の場合と同様、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社はその責めを負わない。

第18条（本約款の有効性）

本約款の一部の規定が、法令にもとづき無効と判断されても、当該規定以外の規定は有効に存続するものとする。

- 2 本約款の一部の規定が、ある救援要請者との間で無効となり、または取り消された場合であっても、その他の救援要請者との関係では有効性に影響を及ぼさない。

第19条（無定事項）

本約款に定めのない事項については法令または一般慣習に従う。

第20条（専属的合意管轄）

本約款に関し紛争が生じた場合は、紛争が生じた当社の地方本部または当社営業所の所在地を管轄する地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則：本約款は、平成26年1月1日から施工する。

以下余白